

令和 4 年 5 月 1 8 日

食品安全委員会

委員長 山本 茂貴 殿

肥料・飼料等専門調査会 座長 森田 健

飼料添加物に係る食品健康影響評価に関する審議結果について

令和 2 年 3 月 17 日付け厚生労働省発生食 0317 第 1 号をもって厚生労働大臣から食品安全委員会に意見を求められたエンラマイシンに係る食品健康影響評価について、当専門調査会において審議を行った結果は別添のとおりですので報告します。

別添

(案)

飼料添加物評価書

エンラマイシン

令和4年（2022年）5月

食品安全委員会肥料・飼料等専門調査会

目次

	頁
○ 審議の経緯	2
○ 食品安全委員会委員名簿	2
○ 食品安全委員会肥料・飼料等専門委員名簿	2
I. 有効成分の概要及び安全性に関する知見	3
1. 一般名及び構造	3
2. 用途	3
3. 使用目的	3
4. 提出された毒性試験の概要	4
II. 食品健康影響評価	4
表1 遺伝毒性試験の概要	5
表2 各毒性試験の概要	6
・ 別紙：検査値等略称	8
・ 参照	9

〈審議の経緯〉

- 2020年 3月 17日 厚生労働大臣から残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請（厚生労働省発生食 0317 第1号）関係資料の接受
- 2020年 3月 24日 第777回食品安全委員会（要請事項説明）
- 2022年 2月 3日 第169回肥料・飼料等専門調査会
- 2022年 3月 22日 第852回食品安全委員会（報告）
- 2022年 3月 23日 から4月 21日まで 国民からの意見・情報の募集
- 2022年 5月 18日 肥料・飼料等専門調査会座長から食品安全委員会委員長へ報告

〈食品安全委員会委員名簿〉

(2021年6月30日まで)

佐藤 洋（委員長）
山本 茂貴（委員長代理）
川西 徹
吉田 緑
香西 みどり
堀口 逸子
吉田 充

(2021年7月1日から)

山本 茂貴（委員長）
浅野 哲（委員長代理 第一順位）
川西 徹（委員長代理 第二順位）
脇 昌子（委員長代理 第三順位）
香西 みどり
松永 和紀
吉田 充

〈食品安全委員会肥料・飼料等専門委員名簿〉

(2021年10月1日から)

森田 健（座長）
川本 恵子（座長代理）
吉田 敏則（座長代理）
赤沼 三恵 小林 健一
新井 鐘蔵 佐々木 一昭
荒川 宜親 代田 眞理子
井上 薫 高橋 研
今田 千秋 中山 裕之
植田 富貴子

(2022年4月1日から)

森田 健（座長*）
川本 恵子（座長代理*）
吉田 敏則（座長代理*）
赤沼 三恵 植田 富貴子
新井 鐘蔵 小林 健一
荒川 宜親 佐々木 一昭
井上 薫 高橋 研
今田 千秋 中山 裕之

* : 2022年4月25日から

〈第169回肥料・飼料等専門調査会専門参考人名簿〉

今井 俊夫（国立研究開発法人国立がん研究センター研究所動物実験施設長）
山田 雅巳（防衛大学校応用科学群応用化学科教授）

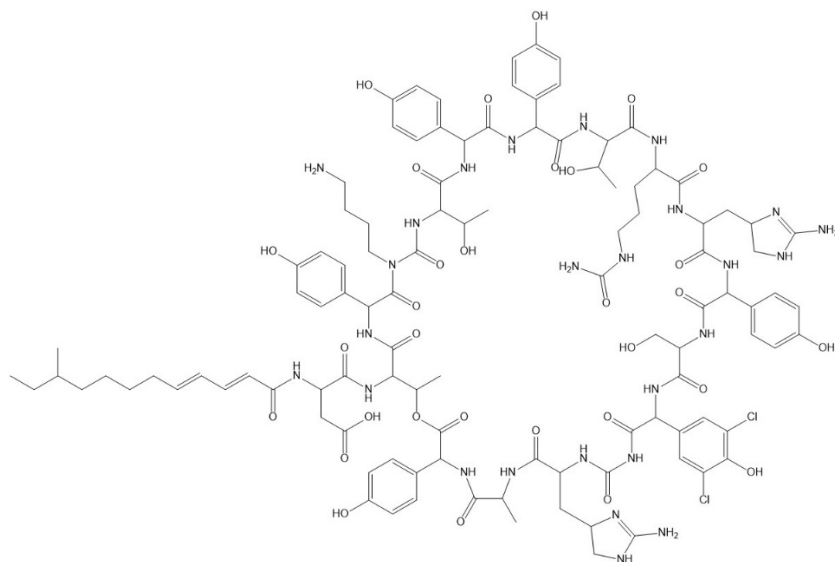
I. 有効成分の概要及び安全性に関する知見

1. 一般名及び構造

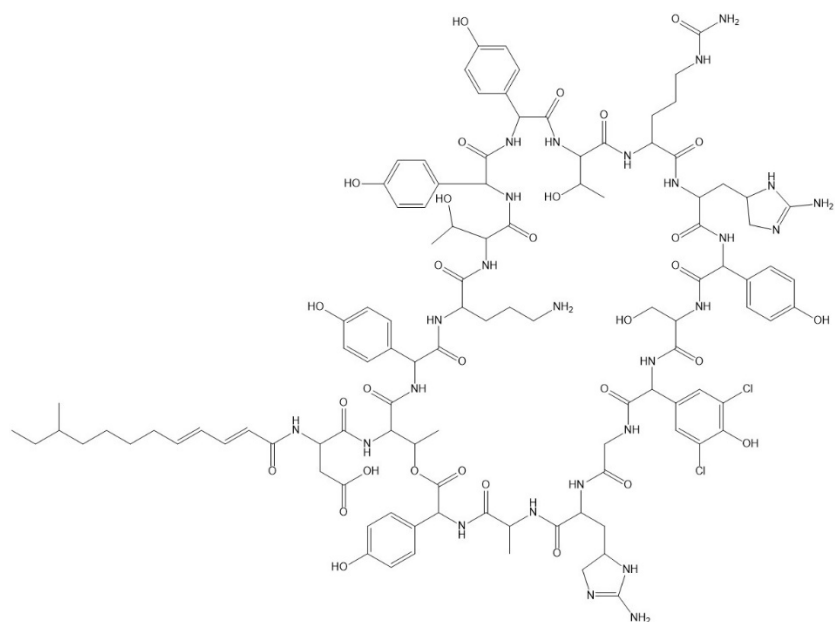
一般名：エンラマイシン¹

<構造>

(エンラマイシン A)



(エンラマイシン B)



2. 用途

飼料添加物

3. 使用目的

抗生物質

¹ 飼料添加物の成分規格において、エンラマイシンは、「*Streptomyces fungicidicus* の培養により得られるエンラマイシン A (C₁₀₇H₁₃₈Cl₂N₂₆O₃₁) 及びエンラマイシン B (C₁₀₈H₁₄₀Cl₂N₂₆O₃₁) を主成分とするもの又はその他の方法により得られるこれと同一の物質をいう。」とされている。

4. 提出された毒性試験の概要

表1、表2参照

II. 食品健康影響評価

食品中に残留する農薬等のポジティブリスト制の導入に際して、現行の食品、添加物等の規格基準（昭和34年12月28日厚生省告示第370号）第1食品の部A食品一般の成分規格の項及びD各条の項において残留基準（参照1）が設定されているエンラマイシンについて、食品健康影響評価を実施した。

具体的な評価は、「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」（平成18年6月29日食品安全委員会決定）の2（2）①の「その他の方法」として、動物用医薬品専門調査会及び肥料・飼料等専門調査会において定めた「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について」（令和2年5月18日動物用医薬品専門調査会及び令和2年6月15日肥料・飼料等専門調査会決定。以下「評価の考え方」という。）に基づき、厚生労働省から提出された資料（参照2～8、10）を用いて行った。

エンラマイシンは、これまで国内外において評価が行われておらずADIの設定が行われていない。

各種遺伝毒性試験（表1）の結果から、エンラマイシンには遺伝毒性はないと判断した。

各種毒性試験（表2）の結果から、最も低いNOAELは、ラットを用いた6か月間慢性毒性試験による50 mg/kg 体重/日であった。

現行のリスク管理における体重（1 kg）当たり及び1日当たりの推定摂取量は、最大と試算された幼児（1～6歳）で0.000090 mg/kg 体重/日²（参照10）と算定されている。

したがって、エンラマイシンの体重（1 kg）当たり及び1日当たりの推定摂取量とNOAELとの比較によるMOEは560,000であり、評価に用いた資料には発がん性試験及び適切な生殖発生毒性試験が不足していることを考慮しても、NOAELと現行のリスク管理を基にした推定摂取量には十分な余裕があると判断した。また、本成分の体重（1 kg）当たり及び1日当たりの推定摂取量は、算出された微生物学的ADIを超えるものではなかった。

これらのことから、本成分は、評価の考え方の3（3）①に該当する成分であると判断され、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、食品健康影響は無視できる程度と考えられる。

² 平成17年～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書をもとにしたTMDI（Theoretical Maximum Daily Intake：理論最大1日摂取量）による。

表 1 遺伝毒性試験の概要

試験		対象	用量	結果	参照
<i>in vitro</i>	復帰突然変異試験	<i>Salmonella typhimurium</i> TA98、TA100、 TA1537(±S9) TA1535、TA1538 (+S9) <i>Escherichia coli</i> WP2uvrA (±S9)	10~200 µg/plate (-S9) 25~200 µg/plate (+S9)	陰性 ^a	参照 3
<i>in vitro</i>	DNA 損傷試験 (Rec アッセイ)	<i>Bacillus subtilis</i> (H17rec ⁺ 、M45rec ⁻)	標準法(重層法)、Cold Incubation 法 2.5、25、250 µg/disk	陰性	参照 3
<i>in vivo</i>	小核試験	SD 雌雄ラット(1 群 各 6 匹)、骨髄	3 日間強制経口投与 500、1,000、2,000 mg/kg 体重/日(最終投 与 24 時間後に採取)	陰性	参照 4
<i>in vivo</i>	DNA 損傷試験 (コメットアッセイ)	SD 雌雄ラット(1 群 各 6 匹)、肝臓	3 日間強制経口投与 500、1,000、2,000 mg/kg 体重/日(最終投 与 3~4 時間後に採取)	陰性	参照 4

±S9 : 代謝活性系存在及び非存在下。

a : +S9 は 25~200 µg/plate で実施。-S9 の TA1535、TA1538 は未実施。試験最高用量で生育阻害は認められていない。

表2 各毒性試験の概要

動物種	試験	投与量(mg/kg 体重/日) 及び投与方法	無毒性量等(mg/kg 体重/日)及び 最小毒性量でみられた所見	参照
マウス	急性毒性試験	強制経口投与	LD ₅₀ >10,000 mg/kg 体重(雌雄)	参照 3、5
	急性毒性試験	強制経口投与 (製造用原体)	LD ₅₀ >11,111 mg/kg 体重(雌雄)	参照 3
	発生毒性試験 ^a (参考)	0、5、20、40 筋肉内投与 (妊娠 8~13 日)	40 投与による影響なし ^b	参照 3
ラット	急性毒性試験	強制経口投与	LD ₅₀ >10,000 mg/kg 体重(雌雄)	参照 3、5
	急性毒性試験	強制経口投与 (製造用原体)	LD ₅₀ >11,111 mg/kg 体重(雌雄)	参照 3
	3日間 反復投与 毒性試験	0、2,000 強制経口投与	2,000 投与による影響なし ^c	参照 6
	1か月間 亜急性毒性試験	0、5、50、500 ^d (0、100、1,000、10,000 mg/kg 飼料) 混餌投与	500 投与による影響なし ^e	参照 3、7
	6か月間 慢性毒性試験	0、12.5、25、50 ^d (エンラマイシンとして 0、250、500、1,000 mg/kg 飼料) 混餌投与 (製造用原体(乾燥エンラマイシン菌体))	50 投与による影響なし	参照 3、8
	発生毒性試験 ^a (参考)	0、5、20、40 筋肉内投与 (妊娠 9~15 日)	40 母体及び胎児に影響なし。	参照 3
ウサギ	発生毒性試験 ^a (参考)	0、5、20、50 筋肉内投与 (妊娠 8~16 日)	20 母動物の体重減少	参照 3
POD (mg/kg 体重/日)			NOAEL : 50	
POD 根拠資料			ラット 6か月間慢性毒性試験	
MOE (POD/推定摂取量(mg/kg 体重/日))			560,000 (50/0.000090)	
微生物学的 ADI (mg/kg 体重/日)			$\frac{0.000408^f \times 500^g}{1^h \times 60^i} = 0.0034$	参照 9

a : 筋肉内投与のため参考とし、PODの根拠としていない。

b : 本試験の補足として 50 mg/kg 体重/日を妊娠 8~12 日のいずれかに 1 回筋肉内投与した試験が実施され、胎児の死亡率及び発育遅延率の上昇が確認されている。

c : 報告書によると、投与群に白血球数の低値(雄)や血清中クレアチニン(雌雄)及びリン(雄)レベルの軽度の低下がみられたが、本評価では関連する臨床兆候がないことから、これらを投与による毒性影響ではないと判断した。

d : Environmental Health Criteria 240 (EHC240 : 参照 11) の換算値により推定。

e : 投与群で盲腸重量の増加が認められたが、無菌動物の盲腸膨大化は知られており、抗生物質の投与により発生することも知られていることから、本評価ではこれを投与による毒性影響ではないと判断した。

f : MICcalc (mg/mL) g : ヒト結腸内容物の容積 (mL) h : 微生物が利用可能な経口用量の分画 i : ヒトの体重 (kg)

<別紙：検査値等略称>

略称等	名称
ADI	許容一日摂取量：Acceptable Daily Intake
LD ₅₀	半数致死量
MIC	最小発育阻止濃度：Minimum Inhibitory Concentration
MIC _{calc}	試験薬が、当該試験に用いた菌に対して活性を有する属の平均MIC ₅₀ の90%信頼限界の下限值
MIC ₅₀	50%最小発育阻止濃度
MOE	ばく露マージン（ばく露幅）：Margin of Exposure
NOAEL	無毒性量：No-Observed-Adverse-Effect-Level
POD	出発点：Point of Departure（Reference Point）

<参照>

1. 食品、添加物等の規格基準（昭和34年12月28日厚生省告示第370号）
2. 厚生労働省：エンラマイシンに関する資料
3. エンラマイシンについての試験成績等の抄録（非公開）
4. Final report. Enduracin Biomass: A combined In Vivo Bone Marrow Micronucleus Assay and the Liver Alkaline Comet Assay in Rats dosed by the oral route.（非公開）
5. MSDS_エンラマイシン_F-80 2008
6. Pilot Acute Toxicity Study with Enduracin Biomass in Sprague Dawley Rats（非公開）
7. エンラマイシンの亜急性毒性試験_ラット経口投与1ヶ月（非公開）
8. 乾燥エンラマイシン菌体のラット6ヶ月経口投与による慢性毒性試験（非公開）
9. 食品安全委員会：調査報告書 動物用抗菌性物質の微生物学的影響についての調査2007
10. 厚生労働省：エンラマイシンの推定摂取量（令和2年3月17日）
11. WHO：Environmental Health Criteria 240 Principles and Methods for the Risk Assessment of Chemicals in Food Annex 2 DOSE CONVERSION TABLE 2009

エンラマイシンに係る食品健康影響評価に関する審議結果(案)についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和4年3月23日～令和4年4月21日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 2通
4. 頂いた意見・情報及び肥料・飼料等専門調査会の回答

	頂いた意見・情報	肥料・飼料等専門調査会の回答
1	<p>食品中に残存する量は極めて微量で、1日摂取限度量の遥かに下になるため、一見問題ないように見えますが、動物にも様々な医薬品（含抗生物質）や添加物入り飼料が与えられており、動物自体に相当な悪影響を与えていると考えられます。動物の場合も、種々の摂取物（医薬品等を含む）の複合影響のチェックが必要です。</p> <p>また、摂取物の影響を受けた動物の畜産物を食すれば、人間にも悪影響が出てくることとなります。</p> <p>参照資料の半分程度が非公開というのも問題で、おそらく社内資料と思われませんが、社内資料であれば、自社に有利なものになるのは必然で、参照するなら第三者の作成したものに限定すべきです。</p>	<p>食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、規制や指導等のリスク管理を行う関係行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に食品に含まれる可能性のある有害要因が人の健康に与える影響について食品健康影響評価を行っています。</p> <p>本成分については、「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について」（令和2年5月18日動物用医薬品専門調査会及び令和2年6月15日肥料・飼料等専門調査会決定。以下「評価の考え方」という。）に基づき評価を行ったものです。本成分が家畜に使用され食品に残留する場合の、ヒトへの影響については、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、その食品健康影響は無視できる程度と考えました。</p> <p>複数の化合物へのばく露については、現段階では、JECFA（FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議）や JMPR（FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議）において、複数の化合物へのばく露に対するリスク評価手法について検討することとされていることから、引き続き、最新の情報収集に努めてまいります。</p> <p>また、評価の考え方をういた食品健康影響評価は、厚生労働省の提出した資料をもとに行いますが、これまでの科学的知見や海外での評価結果も踏まえ、資料の内容についての問題点、疑問点については説明や再提出を求めるとともに、調査会の審議において、資料の内容が不足していると判断された場合は、追加試験等のデータを含め必要な追加資料の</p>

		提出を求めています。
2	これ以上添加物はいりません。飼料だからいいとかの問題ではなく、その添加物を食べた動物を食べる私たちに影響がでます。	<p>食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、規制や指導等のリスク管理を行う関係行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に食品に含まれる可能性のある有害要因が人の健康に与える影響について食品健康影響評価を行っています。</p> <p>本成分については、「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について」（令和2年5月18日動物用医薬品専門調査会及び令和2年6月15日肥料・飼料等専門調査会決定）に基づき評価を行ったものです。本成分が家畜に使用され食品に残留する場合の、ヒトへの影響については、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、その食品健康影響は無視できる程度と考えました。</p>

※頂いたものをそのまま掲載しています。